

## IX 各種様式【記載例】

	右上記号	名称	様式番号
<b>1 選挙運動用自動車の使用</b>			
<b>(1), (2) 共通書類</b>			
	A B C - 1	選挙運動用自動車の使用契約届出書	第1号様式
	A - 4	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	第4号様式
<b>(1)一般運送契約（ハイヤー等）</b>			
	A - 0 運送	選挙運動用自動車運送契約書	
	A - 6 運送	請求書（自動車）	第6号様式
	A - 6 別紙1	請求内訳書（別紙1） (1)一般運送	
<b>(2)その他の契約</b>			
<b>ア 自動車の借入契約（レンタカー等）</b>			
	A - 0 借入	選挙運動用自動車借入契約書	
	A - 6 借入	請求書（自動車）	第6号様式
	A - 6 別紙2	請求内訳書（別紙2） (2)自動車	
<b>イ 燃料の供給契約</b>			
	B - 0	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
	B - 2	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	第2号様式
	B - 3	選挙運動用自動車燃料代確認書	第3号様式
	B - 4	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）	第4号様式
	B - 6	請求書（燃料代）	第6号様式
	B - 6 別紙3	請求内訳書 (3)燃料代	
<b>ウ 運転手の雇用契約</b>			
	C - 0	選挙運動用自動車運転契約書	
	C - 4	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	第4号様式
	C - 6	請求書（運転手）	第6号様式
	C - 6 別紙4	請求内訳書 (4)運転手	
<b>2 ビラの作成</b>			
	D - 0	選挙運動用ビラ作成契約書	
	D - 1	選挙運動用ビラ作成契約届出書	第1号様式
	D - 2	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	第2号様式
	D - 3	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	第3号様式
	D - 5	選挙運動用ビラ作成証明書	第5号様式
	D - 6	請求書（ビラ）	第6号様式
	D - 6 別紙5	請求内訳書 (5)ビラ	
<b>3 ポスターの作成</b>			
	E - 0	選挙運動用ポスター作成契約書	
	E - 1	選挙運動用ポスター作成契約届出書	第1号様式
	E - 2	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	第2号様式
	E - 3	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	第3号様式
	E - 5	選挙運動用ポスター作成証明書	第5号様式
	E - 6	請求書（ポスター）	第6号様式
	E - 6 別紙5	請求内訳書 (6)ポスター	

※第3号様式は、市選管から交付する書類のため添付していません。

# ABC－1 記載例

第1号様式（第2条関係・その1）

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年 3 月 30 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

（宛先）秋田市選挙管理委員会委員長

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
7・3・10	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇タクシー 代表取締役 〇〇 〇〇	7・3・30 ～ 7・4・5	451,500 円	
・		・	円	

### 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 および住所ならびに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	7・3・10	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇 〇〇	7・3・30 ～ 7・4・5	112,700 円	
	・		・	円	
運転手の 雇用	7・3・12	秋田市山王〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇（氏名）	7・3・30 ～ 7・4・5	87,500 円	
	・		・	円	
	・		・	円	
燃料代	7・3・11	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇	秋田〇〇 あ11-11	53,900 円	
	・			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# A-4 記載例(運送)

第4号様式(第5条関係・その1)

## 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年 4 月 7 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙  
候補者氏名 秋田 市郎

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号 氏名又は名称 株式会社〇〇タクシー 法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇			
車種および自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年3月30日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年3月31日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年4月1日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年4月2日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年4月3日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年4月4日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年4月5日	64,500円	
普通自動車(秋〇〇 あ11-11)	令和7年4月5日	64,500円	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	<u>64,500円</u>
(2) (1) 以外の場合	<u>16,100円</u>
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約および6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

# A-4 記載例(借入)

第4号様式 (第5条関係・その1)

## 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年 4 月 7 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
住所	秋田市山王〇丁目〇番〇号		
氏名又は名称	株式会社〇〇レンタカー		
法人の代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
車種および自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年3月30日	16,100円	
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年3月31日	16,100円	
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年4月1日	16,100円	
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年4月2日	16,100円	
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年4月3日	16,100円	
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年4月4日	16,100円	
普通自動車 (秋〇〇 あ 11-11)	令和7年4月5日	16,100円	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	<u>64,500円</u>
(2) (1) 以外の場合	<u>16,100円</u>
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約および6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

# A-0 運送記載例

## 選挙運動用自動車運送契約書

秋田市長選挙候補者 秋田 市郎 (以下「甲」という。)  
と 株式会社〇〇タクシー (以下「乙」という。) は、甲が使用する選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動に使用するため
- 2 車種および登録番号又は車両番号 普通乗用車 秋田〇〇 あ11-11
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和7年 3 月 30 日から  
令和7年 4 月 5 日まで ( 7 日間)
- 5 契約金額 451,500 円 (消費税等を含む)  
内訳) 1日 64,500 円 × 7 日間

### 6 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和7年 3 月 10 日

甲 秋田市長選挙候補者

住所 秋田市山王△丁目△番△号

氏名 秋田 市郎 印

乙 住所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇タクシー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

# A-6 記載例(運送)

第6号様式(第6条関係・その1)

請 求 書  
( 自 動 車 )

令和7年 4 月 25 日

(宛先) 秋田市長

住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号  
氏 名 又 は 名 称 株式会社〇〇タクシー  
法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
発行責任者(部署・氏名) 総務課長 〇〇 〇〇  
担 当 者(部署・氏名) 総務課 〇〇 〇〇  
連 絡 先 000-0000

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

## 記

- 請求金額 金 451,500 円
- 内 訳 別紙 1 請求内訳書のとおり
- 令和7年4月6日執行 秋田市長選挙
- 候補者の氏名 秋田 市郎
- 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	000000
フリガナ	カ) 〇〇タクシー		
口座名	株式会社〇〇タクシー		

## 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書および給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)、自動車代については候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、運転手代については選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# A-6 別紙 1 記載例

(別紙 1)

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

### (1) 一般運送

使用年月日	運送金額(イ)	基礎基準額(ロ)	請求金額	備考
令和 7 年 3 月 3 0 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
令和 7 年 3 月 3 1 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
令和 7 年 4 月 1 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
令和 7 年 4 月 2 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
令和 7 年 4 月 3 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
令和 7 年 4 月 4 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
令和 7 年 4 月 5 日	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	6 4, 5 0 0 円	
計			4 5 1, 5 0 0 円	

### 備考

「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# A-0 借入記載例

## 選挙運動用自動車借入契約書

秋田市長選挙候補者 秋田 市郎 (以下「甲」という。)  
と 株式会社〇〇レンタカー (以下「乙」という。) は、甲が使用する選挙運動用自動車の借入について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動に使用するため
- 2 車種および登録番号又は車両番号 普通乗用車 秋〇〇 あ11-11
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和7年 3 月 30 日から  
令和7年 4 月 5 日まで (7 日間)
- 5 契約金額 112,700 円 (消費税等を含む)  
内訳) 1日 16,100 円 × 7 日間

### 6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

### 7 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和7年 3 月 10 日

甲 秋田市長選挙候補者

住 所 秋田市山王△丁目△番△号

氏 名 秋田 市郎 印

乙 住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇レンタカー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

# A-6 記載例(借入)

第6号様式(第6条関係・その1)

請 求 書  
( 自 動 車 )

令和7年 4 月 25 日

(宛先) 秋田市長

住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号  
氏 名 又 は 名 称 株式会社〇〇レンタカー  
法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
発行責任者(部署・氏名) 総務課長 〇〇 〇〇  
担 当 者(部署・氏名) 総務課 〇〇 〇〇  
連 絡 先 000-0000

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

## 記

- 請求金額 金 112,700 円
- 内 訳 別紙 2 請求内訳書のとおり
- 令和7年4月6日執行 秋田市長選挙
- 候補者の氏名 秋田 市郎
- 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	000000
フリガナ	カ) 〇〇タクシー		
口座名	株式会社〇〇タクシー		

## 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書および給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)、自動車代については候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、運転手代については選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# A-6 別紙 2 記載例

(別紙 2)

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 自動車

使用年月日	運送金額(イ)	基礎基準額(ロ)	請求金額	備考
令和 7 年 3 月 3 0 日	16,100円	16,100円	16,100円	
令和 7 年 3 月 3 1 日	16,100円	16,100円	16,100円	
令和 7 年 4 月 1 日	16,100円	16,100円	16,100円	
令和 7 年 4 月 2 日	16,100円	16,100円	16,100円	
令和 7 年 4 月 3 日	16,100円	16,100円	16,100円	
令和 7 年 4 月 4 日	16,100円	16,100円	16,100円	
令和 7 年 4 月 5 日	16,100円	16,100円	16,100円	
計			112,700円	

備考

「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# B-0 記載例

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

秋田市長選挙候補者 秋田 市郎 (以下「甲」という。)  
と 株式会社〇〇石油 (以下「乙」という。) は、甲が使用する選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和7年 3 月 30 日から令和7年 4 月 5 日まで
- 2 供給場所 所在地 秋田市山王〇丁目〇番〇号  
名称 〇〇石油 〇〇給油所
- 3 供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号 秋〇〇 あ11-11
- 4 燃料の種類および単価 ガソリン  
(1) 単価契約 (180 円/リットル) (消費税等を含む)  
(2) 給油時店頭価格

5 燃料供給金額 53,900 円以内で供給した燃料相当額

### 6 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和7年 3 月 11 日

甲 秋田市長選挙候補者

住所 秋田市山王△丁目△番△号

氏名 秋田 市郎 印

乙 住所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇石油

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

# B-2 記載例

第2号様式（第3条関係・その1）

## 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和7年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(宛先) 秋田市選挙管理委員会委員長

(最終給油日以降の日)

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

下記のとおり選挙運動用自動車燃料代につき、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

### 記

- 1 契約年月日 令和7年 3 月 11 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名
  - (1) 住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号
  - (2) 氏名又は名称 株式会社〇〇石油
  - (3) 法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 秋〇〇 あ11-11
- 4 確認申請金額 25,200 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0円	円
今回の購入金額 (b)	25,200円	25,200円
燃料代計 (a)+(b)	25,200円	25,200円
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# B-4 記載例

第4号様式（第5条関係・その2）

## 選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和7年 4 月 7 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

住 所	秋田市山王〇丁目〇番〇号			
氏名又は名称	株式会社〇〇石油			
法人の代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和7年3月30日	秋〇〇 あ 11-11	20リットル	3,600円	180円/リットル
令和7年3月31日	秋〇〇 あ 11-11	20リットル	3,600円	180円/リットル
令和7年4月1日	秋〇〇 あ 11-11	15リットル	2,700円	180円/リットル
令和7年4月2日	秋〇〇 あ 11-11	20リットル	3,600円	180円/リットル
令和7年4月3日	秋〇〇 あ 11-11	20リットル	3,600円	180円/リットル
令和7年4月4日	秋〇〇 あ 11-11	15リットル	2,700円	180円/リットル
令和7年4月5日	秋〇〇 あ 11-11	30リットル	5,400円	180円/リットル

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄および「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書および給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

# B-6 記載例

第6号様式（第6条関係・その1）

請 求 書  
( 燃 料 代 )

令和7年 4 月 25 日

(宛先) 秋田市長

住 所 秋田市山王〇〇丁目〇番〇号  
氏名又は名称 株式会社〇〇石油  
法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
発行責任者(部署・氏名) 総務課長 〇〇 〇〇  
担 当 者(部署・氏名) 総務課 〇〇 〇〇  
連 絡 先 〇〇〇 - 〇〇〇〇

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 請求金額 金 25,200 円
- 内 訳 別紙 3 請求内訳書のとおり
- 令和7年4月6日執行 秋田市長選挙
- 候補者の氏名 秋田 市郎
- 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇セキユ		
口座名	株式会社〇〇石油		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書および給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）、自動車代については候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、運転手代については選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# B-6 別紙 3 記載例

(別紙 3)

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

### (2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (イ)	基礎基準額 (ロ)	請求金額	備考
令和7年3月30日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 3,600円			
令和7年3月31日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 3,600円			
令和7年4月1日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 2,700円			
令和7年4月2日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 3,600円			
令和7年4月3日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 3,600円			
令和7年4月4日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 2,700円			
令和7年4月5日	秋〇〇 あ 11-11	(180円) × (20%) 5,400円			
計		25,200円	25,200円	25,200円	

### 備考

- 「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の計欄又は(ロ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄および(イ)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

# C-0 記載例

## 選挙運動用自動車運転契約書

秋田市長選挙候補者 秋田 市郎 (以下「甲」という。)  
と 〇〇 〇〇 (氏名) (以下「乙」という。) は、甲が使用する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和7年 3 月 30 日から令和7年 4 月 5 日まで  
(7 日間)  
原則として 8 時 00 分から 20 時 00 分まで

2 契約金額 87,500 円 (1日につき 12,500 円)

3 運転する自動車の登録番号又は車両番号 秋〇〇 あ11-11

#### 4 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和7年 3 月 12 日

甲 秋田市長選挙候補者

住 所 秋田市山王△丁目△番△号

氏 名 秋田 市郎 印

乙 住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇 印

# C-4 記載例

第4号様式（第5条関係・その3）

## 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和7年 4 月 7 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

運転手の住所および氏名	住所 秋田市山王〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和7年3月30日	12,500円	
令和7年3月31日	12,500円	
令和7年4月1日	12,500円	
令和7年4月2日	12,500円	
令和7年4月3日	12,500円	
令和7年4月4日	12,500円	
令和7年4月5日	12,500円	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が市に支払を請求するときには、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて 12,500円 までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

# C-6 記載例

第6号様式（第6条関係・その1）

請 求 書  
( 運 転 手 )

令和7年 4 月 25 日

(宛先) 秋田市長

住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号  
氏名又は名称 〇〇 〇〇  
法人の代表者氏名  
発行責任者(部署・氏名) 〇〇 〇〇  
担 当 者(部署・氏名) 〇〇 〇〇  
連 絡 先 000-0000

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 87,500 円
- 2 内 訳 別紙 4 請求内訳書のとおり
- 3 令和7年4月6日執行 秋田市長選挙
- 4 候補者の氏名 秋田 市郎
- 5 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	000000
フリガナ	〇〇 〇〇		
口座名	〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書および給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）、自動車代については候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、運転手代については選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# C-6別紙4記載例

(別紙4)

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(4) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基礎基準額(ロ)	請求金額	備考
令和7年3月30日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和7年3月31日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和7年4月1日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和7年4月2日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和7年4月3日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和7年4月4日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和7年4月5日	12,500円	12,500円	12,500円	
計			87,500円	

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# D-0 記載例

## 選挙運動用ビラ作成契約書

秋田市長選挙候補者 秋田 市郎 (以下「甲」という。) と  
株式会社〇〇印刷 (以下「乙」という。) は、甲が使用する選挙運  
動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ
- 数 量 16,000 枚
- 契約金額 123,680 円 (単価 7 円 73 銭) (消費税等含む)
- 納入期限 令和7年 3 月 28 日

### 5 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和7年 3 月 7 日

甲 秋田市長選挙候補者

住 所 秋田市山王△丁目△番△号

氏 名 秋田 市郎 印

乙 住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

# D-1 記載例

第1号様式（第2条関係・その2）

## 選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年 3 月 30 日

（宛先）秋田市選挙管理委員会委員長

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称および住所 ならびに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
7・3・7	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇	16、000枚	123,680円	7.73 円/枚
・		枚	円	円/枚
・		枚	円	円/枚

### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# D-2 記載例

第2号様式（第3条関係・その2）

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和7年3月30日

（宛先）秋田市選挙管理委員会委員長

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

下記のとおり選挙運動用ビラ作成枚数につき、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

### 記

- 契約年月日 令和7年3月7日
- 契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名
  - 住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号
  - 氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
  - 法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
- 確認申請枚数 16,000枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	16,000枚	16,000枚
枚数計 (a)+(b)	16,000枚	16,000枚
備 考		

### 備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# D-5 記載例

第5号様式（第5条関係・その1）

## 選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和7年 4 月 7 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

住 所 氏 名 又 は 名 称 法人の代表者氏名	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作 成 枚 数	16,000枚
作 成 金 額	123,680円
備 考	

### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数およびそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

#### (1) 枚 数

- ア 秋田市議会議員の選挙 4,000枚
- イ 秋田市長の選挙 16,000枚

#### (2) 限度額

7円73銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1円未満の端数は切り上げる。）

# D-6 記載例

第6号様式（第6条関係・その2）

請 求 書  
( ビ ラ )

令和7年 4 月 25 日

(宛先) 秋田市長

住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号  
氏 名 又 は 名 称 株式会社〇〇印刷  
法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
発行責任者(部署・氏名) 総務課長 〇〇 〇〇  
担 当 者(部署・氏名) 総務課 〇〇 〇〇  
連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇〇

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 請求金額 金 123,680 円
- 内 訳 別紙 5 請求内訳書のとおり
- 令和7年4月6日執行 秋田市長選挙
- 候補者の氏名 秋田 市郎
- 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	000000
フリガナ	カ) 〇〇インサツ		
口座名	株式会社〇〇印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書および選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# D-6別紙5記載例

(別紙5)

## 請求内訳書

(5) ビラ

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 C=A×B	単価 D	枚数 E	金額 F=D×E	単価 G	枚数 H	金額 I=G×H	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7.73	16,000	123,680	7.73	16,000	123,680	7.73	16,000	123,680	

### 備考

- 1 D欄には、1枚あたりの限度額7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# E-0 記載例

## 選挙運動用ポスター作成契約書

秋田市長選挙候補者 秋田 市郎 (以下「甲」という。)と  
株式会社〇〇印刷 (以下「乙」という。)は、甲が使用する選挙運  
動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 数 量 600 枚
- 契約金額 720,000 円 (単価 1,200 円      銭) (消費税等含む)
- 納入期限 令和7年 3 月 28 日

### 5 請求および支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、秋田市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田市に請求する金額が契約金額に満たないとき、甲は、乙に対して、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田市に請求することができないとき、乙は、甲に対し請求するものとする。

令和7年 3 月 7 日

甲 秋田市長選挙候補者

住 所 秋田市山王△丁目△番△号

氏 名 秋田 市郎 印

乙 住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

# E-1 記載例

第1号様式（第2条関係・その3）

## 選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年 3 月 30 日

（宛先）秋田市選挙管理委員会委員長

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称および住所 ならびに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
7・3・7	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇	600枚	720,000円	1,200 円/枚
・		枚	円	円/枚
・		枚	円	円/枚

### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# E-2 記載例

第2号様式（第3条関係・その3）

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和7年 3月 30日

（宛先）秋田市選挙管理委員会委員長

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

下記のとおり選挙運動用ポスター作成枚数につき、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

### 記

- 1 契約年月日 令和7年 3月 7日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名
  - （1）住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号
  - （2）氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
  - （3）法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 573枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	600枚	573枚
枚数計 (a)+(b)	600枚	573枚
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# E-5 記載例

第5号様式（第5条関係・その2）

## 選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和7年 4 月 7 日

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

候補者氏名 秋田 市郎

住所 氏名又は名称 法人の代表者氏名	秋田市山王〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	600 枚
作成金額	720,000 円
ポスター掲示場数	573 箇所

### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数およびそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

#### (1) 枚数

ポスター掲示場数

#### (2) 限度額

$$\frac{586,905 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

ポスター掲示場数

= 単価

1円未満の端数は切り上げる。

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

# E-6 記載例

第6号様式（第6条関係・その3）

請 求 書  
(ポスター)

令和7年 4 月 25 日

(宛先) 秋田市長

住 所 秋田市山王〇丁目〇番〇号  
氏名又は名称 株式会社〇〇印刷  
法人の代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
発行責任者(部署・氏名) 総務課長 〇〇 〇〇  
担 当 者(部署・氏名) 総務課 〇〇 〇〇  
連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇〇

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 589,044 円
- 2 内 訳 別紙 6 請求内訳書のとおり
- 3 令和7年4月6日執行 秋田市長選挙
- 4 候補者の氏名 秋田 市郎
- 5 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	000000
フリガナ	カ) 〇〇インサツ		
口座名	株式会社〇〇印刷		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書および選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代用者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

# E-6別紙6記載例

(別紙6)

## 請求内訳書

(6) ポスター

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数 573か所

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 C=A×B	単価 D	枚数 E	金額 F=D×E	単価 G	枚数 H	金額 I=G×H	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
1,200	600	720,000	1,028	573	589,044	1,028	573	589,044	

### 備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。（1円未満の端数は切り上げ）  

$$\frac{586,905 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数}(573 \text{ か所}) - 500)}{\text{ポスター掲示場数}(573 \text{ か所})}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。